

2024年11月8日

株主各位

佐賀市唐人二丁目7番20号
株式会社 佐賀銀行
取締役頭取 坂井秀明

中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、2024年11月8日開催の当行取締役会において、第96期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）中間配当金の支払いについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

敬 具

記

当行定款第37条の規定にもとづき、2024年9月30日最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- 中間配当金 1株につき金40円00銭
- 効力発生日（支払開始日） 2024年12月3日（火曜日）

以 上

中間配当金のお支払いについて

第96期の中間配当金は、次のとおりお支払いいたします。

- 銀行口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をお送りいたしますのでご確認ください。
- 振込先をご指定されていない方は、「中間配当金領収証」により、銀行取扱期間中（2024年12月3日から2025年1月10日まで）にお受け取り下さい。

なお、上記1、2の各書類につきましては、株主各位のお届出のご住所あてに、来る11月29日にお送り申し上げます。

【株主名簿管理人お問い合わせ先】

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電 話 0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土日休日を除く）